

# 高病原性鳥インフルエンザの殺処分の法的根拠及び実施体制について（米国）

自治体国際化協会 ニューヨーク事務所

## 1 法的枠組

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生時、連邦規則集第9章（9 CFR）および家畜衛生保護法（Animal Health Protection Act, AHPA）に基づいて、感染拡大防止のための措置が講じられる。

### （1）連邦規則集第9章（9 CFR）

[9 CFR 第53部](#)において、HPAIの発生時に講じられるべき措置や手順が詳細に規定される。これらの規定には、感染した家禽の殺処分、消毒、および感染拡大防止のためのその他の措置が含まれる。

### （2）家畜衛生保護法（AHPA）

AHPAの第8308条（7 U.S.C. § 8308）では、疾病や害虫の検出、制御、根絶に関する措置が規定されている。具体的には、農務長官が家畜の疾病や害虫を検出、制御、根絶するための活動や措置を実施する権限を有すると記載。

「*The Secretary may carry out operations and measures to detect, control, or eradicate any pest or disease of livestock...*」 [uscode.house.gov](http://uscode.house.gov)

### （3）動植物検疫局（APHIS）の法令と規則

米国農務省の動植物検疫局（APHIS）は、AHPAに基づき、動物の輸入、移動、検疫、廃棄に関する規制を実施している。これらの規制は、家畜の疾病や害虫の拡散を防ぐことを目的とする。

「*The Animal Health Protection Act restricts the importation, entry, and movement of animals (including livestock) and allows for the destruction or removal of animals to stop the spread of a livestock pest or disease.*」

[aphis.usda.gov](http://aphis.usda.gov)

## 2 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の疑似患畜事案発生時の殺処分実施主体

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の定義

米国連邦規則集（Code of Federal Regulations, CFR）第9章（9 CFR）の§ 93.200に記載されている定義は以下の通り。

#### ①試験用の鶏に対する病原性が高い場合

- 4～6 週齢の健康な鶏 8 羽に、1:10 に希釈した無菌感染性尿膜液を 0.2mL 静脈内接種し、10 日以内に 75%以上の鶏が死亡する場合
- または、4～8 週齢の健康な鶏 10 羽に同様の接種を行い、静脈内病原性指数（IVPI）が 1.2 を超える場合

#### ②H5 または H7 亜型のウイルスで、遺伝的特徴が HPAI ウイルスと一致する場合

- 上記①の基準を満たさない H5 または H7 亜型ウイルスであっても、ヘマグルチニン（HA）開裂部位のアミノ酸配列が、既存の HPAI ウイルスと一致する場合。

#### ③H5・H7 以外のウイルスで、特定の条件を満たす場合

- H5 または H7 亜型ではないインフルエンザウイルスで、8 羽の試験用鶏のうち 1～5 羽が死亡し、トリプシンを添加せずに細胞培養中で増殖可能である場合。

### (2) 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の症状 ※「参考」1 参照

- 病気の症状が現れる前に突然死することがある
- 活力の低下や食欲不振
- 産卵率の低下、または殻の柔らかい卵や奇形卵の産卵
- まぶた、鶏冠、肉垂、脚の腫れ
- 肉垂、鶏冠、脚の紫色の変色
- 息切れ（呼吸困難）
- 鼻水、咳、くしゃみ
- 頭や首がねじれる（斜頸）

- よろめきや転倒
- 下痢

### (3) 高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) の疑似患畜が発生した場合

○米国農務省 (USDA: United States Department of Agriculture) の動植物検疫局 (Animal and Plant Health Inspection Service) の監督下で、州および部族の農業当局、業界関係者と協力して、感染した鳥および影響を受けた群れを安楽死させる※「参考2」参照

○動植物検疫局 (APHIS) は、以下の基準を満たす殺処分技術を採用している

- ・人道的であること
- ・人間が AI ウイルスに曝露するリスクを抑えること
- ・大規模な撲滅作業に適した方法であること

#### 【主な殺処分の手法】

##### ①Foaming

方法：水と界面活性剤を混合した泡を家禽のいる空間に充満させ、窒息を引き起こす

利点：迅速な適用が可能であり、大量の家禽を短時間で処分可能。また、作業者のウイルス曝露リスクを低減できる。 ※「参考3」参照

##### ②二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

方法：密閉された空間に CO<sub>2</sub>を注入し、家禽を意識喪失から死に至らせる

利点：家禽の苦痛を最小限に抑えられる

#### 【実施手順】

感染が疑われるまたは確認された場合、24～48 時間以内に殺処分を完了することが目標とされる。また、殺処分中およびその後の処理において、ウイルスのさらなる拡散を防ぐため、厳格なバイオセキュリティ対策が求められる。施設の構造、家禽の種類、環境条件などを考慮し、最適な殺処分方法が選定される。

【参考資料（URLリンク）】

（参考1） [Animal and Plant Health Inspection Service U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE](#)

（参考2） : Code of Federal Regulations **§ 53.4 Destruction of animals or eggs.**

【動物の殺処分と処理方法について】

(a) Except as provided in [paragraph \(b\)](#) of this section, animals infected with or exposed to disease shall be killed promptly after appraisal and disposed of by burial or burning, unless otherwise specifically provided by the Administrator, at his or her discretion. In the case of animals depopulated due to spring viremia of carp or infectious salmon anemia, salvageable fish may be sold for rendering, processing, or any other purpose approved by the Administrator. The proceeds gained from the sale of the fish will be subtracted from any payment from APHIS for which the producer or owner is eligible under [§ 53.2\(b\)](#) or [§ 53.11](#).

【高病原性鳥インフルエンザ感染卵の処分について】

(b) Eggs infected with, exposed to, or contaminated by highly pathogenic avian influenza shall be disposed of pursuant to the regulations in this part under the supervision of an APHIS employee who shall prepare and transmit to the Administrator a report identifying all eggs disposed thereof.

【処分の監督と報告義務について】

(c) The killing of animals and the burial, burning, or other disposal of carcasses of animals pursuant to the regulations in this part shall be supervised by an APHIS employee who shall prepare and transmit to the Administrator a report identifying the animals and showing the disposition thereof.

(参考3) [USDA Avian Influenza Response: Mass Depopulation and Carcass Disposal](#)

(参考4) HPAI 発生時の対応目標や殺処分方針について【USDA】

[HPAI Response: Response Goals and Depopulation Policy](#)

(参考5) HPAI に感染した群れの殺処分および処分方法に関する具体的な手順【USDA】

[Depopulation and Disposal for Birds in Your HPAI-Infected Flock](#)

(参考6) HPAI 発生時の緊急対応に関するリソースやガイドライン【USDA】

[Highly Pathogenic Avian Influenza Emergency Response](#)